

千葉県しんきん健康保険組合の一般保険料率内訳を次のとおり変更する。

当組合の保険料率を次のとおり変更し、令和7年3月1日（令和7年3月分保険料。ただし、健康保険法第3条第4項の規定による被保険者については、令和7年4月分保険料。）から適用する。

介護保険料は、事業主と40歳以上65歳未満の被保険者の負担とする。

ただし、負担割合は次のとおりとする。なお、健康保険法第3条第4項の規定による被保険者については全額被保険者の負担とする。

（変更前）

	一 般 勘 定					介護保険料率	合 計
	一般保険料率			調整保険料率	小 計		
	基本保険料率	特定保険料率	計				
事 業 主	35.010/1,000	14.400/1,000	49.410/1,000	0.590/1,000	50.000/1,000	8.50/1,000	58.500/1,000
被保険者	35.010/1,000	14.400/1,000	49.410/1,000	0.590/1,000	50.000/1,000	8.50/1,000	58.500/1,000
計	70.020/1,000	28.800/1,000	98.820/1,000	1.180/1,000	100.000/1,000	17.00/1,000	117.000/1,000

（変更後）

	一 般 勘 定					介護保険料率	合 計
	一般保険料率			調整保険料率	小 計		
	基本保険料率	特定保険料率	計				
事 業 主	31.490/1,000	17.910/1,000	49.400／1,000	0.600／1,000	50.000／1,000	8.00／1,000	58.000／1,000
被保険者	31.490/1,000	17.910/1,000	49.400／1,000	0.600／1,000	50.000／1,000	8.00／1,000	58.000／1,000
計	62.980/1,000	35.820/1,000	98.800／1,000	1.200／1,000	100.000／1,000	16.00／1,000	116.000／1,000

変更理由

一般勘定にあつては、調整保険料率変更（健康保険法施行令第67条）に伴う保険料率の変更である。

介護保険料率については、その年度に納付する「介護給付費納付金」を確保するため、その年度の「介護保険第2号被保険者たる被保険者」の数と平均標準報酬月額等により定めることとなっている。令和7年度介護給付費納付金の納付に必要な介護保険料率を、「介護保険第2号被保険者たる被保険者」の数及び標準報酬月額等を推計し保険料率を算出した結果、現行保険料率から $1.000 / 1,000$ 引下げ $16.000 / 1,000$ に変更する。